

日本語版

鶴岡で生活するための ガイドブック



< 電話 鶴岡市外局番 0235 >

掲載内容は、2012年8月現在のものです

(財) 出羽庄内国際交流財団

目次

鶴岡市の紹介	1
鶴岡市の国際交流	1
出羽庄内国際村	2
日本に在留する外国人のみなさんへ	4
医療	7
年金	10
税金	11
教育	12
その他の手続き	14
相談窓口	15
日本語教室	17
運転免許証の取得	18
銀行	19
主な空港・駅へのアクセス方法	20
生活情報	22
その他の生活情報	26
主な公共施設など	28
備忘録	33
緊急電話	34

○ 鶴岡市の紹介 ○

鶴岡市は山形県の西部に位置し、山岳・平野・海岸部と多様な自然環境を有しています。面積は1,311平方キロメートルと東北一の広さを有しています。市の西部には海岸線が続き、多くの海水浴客で賑わう海水浴場もあります。

また出羽三山をはじめとした山々が連なっており、庄内平野は日本でも米どころとして有名です。

○ 鶴岡市の国際交流 ○

● 姉妹・友好都市等

姉妹都市

ニューブランズウィック市（アメリカ合衆国）

友好都市

ラフォア市（フランス領ニューカレドニア）

友好協力都市

尚志市（中国）

○ 出羽庄内国際村 ○

出羽庄内国際村は地域の国際交流センターで、
(財) 出羽庄内国際交流財団が運営しています。

在住外国人の支援や国際交流に関する事業、
情報の提供など民間レベルでの国際交流を展開しています。



出羽庄内国際村では、外国出身の人がこの地域で安心して生活ができるよう、様々な事業をしています。外国出身者向けの日本語教室や、生活の様々なことに関した相談窓口も開設しています。家庭、医療、教育のことなど、小さいことでも相談できます。

また国際村には、生活の様々な場面で必要になるいろいろな言語の通訳ボランティアも登録しています。

通訳が必要な時は事前に相談してください。

●出羽庄内国際村 案内図



(財) 出羽庄内国際交流財団

〒997-0802 鶴岡市伊勢原町 8-32

TEL 25-3600 FAX 25-3605

E-mail: info@dewakoku.or.jp

URL <http://www.dewakoku.or.jp>

日本に在留する外国人のみなさんへ

2012 年7 月 9 日 新しい在留管理制度の導入により、「在留カード」が交付されます。(外国人登録制度は廃止になります)

「在留カード」の交付

● 対象：「3 月」を超える在留期間の在留資格をもって日本に在留する方に交付されます。

・ 「短期滞在」の在留資格、「外交」又は「公用」の在留資格の方には在留カードは交付されません。

・ 特別永住者の方には、在留カードではなく、「特別永住者証明書」が交付されます。

● 記載内容：顔写真のほか、氏名、国籍・地域、生年月日、性別、在留資格、在留期限、就労制限の有無などの情報

● 有効期間：

	16 歳以上	16 歳未満
永住者	交付日から 7 年	16 歳の誕生日
永住者以外	在留期間の満了の日まで	在留期間の満了日か16 歳の誕生日の早い方

● 交付場所：

・ 地方入国管理官署（成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港では2012 年7 月9 日以降新たに中長期在留者にあたる在留資格で入国した時に交付します。ただし、それ以外の出入国港では、入国後に市区町村に届け出た住居地宛てに簡易書留で郵送する予定です。詳細は地方入国管理局・支局・出張所に問い合わせてください。）

● 外国人登録証明書から在留カードへの切替時期：

・ 外国人登録証明書は、在留カードが交付されるまでの一定期間、住居地の届出や入国管理官署での手続では在留カードとみなされますので、すぐに在留カードに換える必要はありません。

・ 地方入国管理官署で在留期間更新許可等を受けた時に、新しい在留カードが交付されます。

・ 永住者の方で16 歳以上の方は2015 年7 月8 日まで（注）、永住者の方で16 歳未満の方は2015 年7 月8 日又は16 歳の誕生日のいずれか早い日までには在留カードに換えていただく必要があります。

（注）在留資格「特定活動」で「4 年」又は「5 年」の在留期間をもって在留している方も2015 年7 月8 日までには在留カードに換えていただく必要があります。

● 便利になる点：

・ 旅券及び在留カードを持って出国する時に、1 年以内で、かつ、有効な在留期間内に再入国する場合（注）は、原則として「再入国許可」を受ける必要がありません。この制度を、「みなし再入国許可」といいます。ただし、有効期間内に再入国しないと在留資格が失われます。また、有効期間を海外で延長することもできませんので注意してください。

（注）特別永住者の方は、2 年以内に再入国する場合に適用されます。

住民票の作成

在留カード又は特別永住者証明書の交付対象となる方は、外国人住民としてお住まいの市区町村で、日本人と同様に、住民票が作成されます。

● 記載事項：

外国人住民の住民票には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所等のほか、外国人住民特有の事項として、国籍・地域、在留資格、在留期間等が記載されます。

● 住民票の写しの交付：

日本人と同様に、市区町村の窓口で住民票の写し（又は住民票記載事項証明書）の交付を受けることができます。

※ 住民基本台帳制度の詳細は、「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」（総務省）をご覧ください。参考HP：

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

届出・申請が必要な場合

届出・申請が必要な場合	手続き場所
① 新しく住所を定めた時、又は住所を変更した時 （転入届（※1）・転居届（※1）・転出届（※2）） ※1 在留カード、特別永住者証明書（又は外国人登録証明書）のいずれかを御持参ください。 ※2 別の市区町村へ住所を変更するときは、転出の届出をこれまでお住まいの市区町村であらかじめ行っていただく必要があります	市区町村
② 氏名、国籍・地域等を変更した時	地方入国管理官署
③ 在留カードを無くしたり、使えないほど汚したりしたとき	
④ 《永住者・16歳未満の方》 ・ 在留カードの有効期間が満了する場合	届出書を地方入国管理官署に持参するか、東京入国管理局へ郵送する
⑤ 《就労資格（一部を除く）、留学生及び研修生の方》 ・ 雇用先や教育機関などの所属機関の名称変更、所在地変更、会社の倒産、 雇用契約の終了、新たな雇用契約の締結等の移籍が生じた場合	
⑥ 《配偶者として「家族滞在」、「特定活動（ハ）」、「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」の在留資格をもって在留している方》 ・ その配偶者と離婚又は死別した場合	

外国語による問合せ先：詳細は以下にお問い合わせください。

● 外国人在留総合インフォメーションセンター 月～金／ 8：30 ～ 17：15 TEL 0570-013904 (IP 電話・PHS・海外からは 03-5796-7112)	英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語
● ワンストップ型総合相談支援センター 月～金／9:00～16:00 外国人総合相談支援センター(新宿) 03-3202-5535 外国人総合相談センター埼玉 048-833-3296 浜松外国人総合支援ワンストップセンター 053-458-1510 HP: http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html	電話や訪問によるお問い合わせに日本語だけでなく、以下の外国語でも対応しています。対応言語は曜日によって異なるので詳しくはHPをご覧ください。 (新宿) 英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・ベンガル語・ベトナム語・インドネシア語 (埼玉) 英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・ハンデル・タガログ語・タイ語・ベトナム語 (浜松) 英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・タガログ語

法務省入国管理局（新しい在留管理制度について）

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

※ 英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語の説明があります。

翻訳協力：国立大学法人東京外国語大学（このリーフレットを 25 言語に翻訳しました）

○ 医療 ○

1. 医療保険制度

日本国内に住む全ての人が普段からお金を出し合い、医療費の負担を軽くするための制度です。医療保険には、会社等に勤務する人が加入する社会保険と、それ以外の人を対象とする国民健康保険などがあります。

留学生の場合は、国民健康保険の他に別の医療費補助制度がある場合もありますので、大学に確認してください。

2. 国民健康保険への加入

外国人登録をし、1年以上滞在する予定の人は、他の医療保険に加入する場合を除き、国民健康保険に加入しなければなりません。

●申請

*市役所で申請します。申請には外国人登録証明書が必要です。

●医療機関での支払

*診察・治療を受けると、費用の30%を医療機関に支払います。

*自己負担が一定額を超えた場合には、申請により高額療養費として還付されます。

●保険証

*保険証は一人に1枚交付されます。医療機関にかかる時は、受付窓口にも必ず提示してください。

●保険税

- * 保険税は、収入等に応じて賦課され、納税通知書が届いたら、期限までに支払わなければなりません。

☆注意事項

- * 夜間や休日は、医療費が高くなります。
- * 仕事上のけがや交通事故などで保険が適用されない場合もあります。
- * 保険証を持たずに医療機関にかかった場合は、全額自己負担になります。その後、市役所に申請すると保険対象分が返金されます。
- * 他市へ引越しする場合や出国する場合は、保険証を返さなければなりません。

◎ 鶴岡市役所本所 国保年金課 国保医療係
電話：25-2111（内線 124・128 ）

※通訳が必要な場合は、出羽庄内国際村に気軽にご相談ください。

3. 健康に関すること

◆健康診断

- * 年齢や性別などによって、受診できる健診が異なりますので、鶴岡市役所健康課までお問い合わせください。

◎ 鶴岡市健康課 ☎ : 25-2731

◆休日および夜間の急病について

○症状が重い場合で救急の処置や対応が必要な場合は、救急指定病院を利用できます。

病院名	住所	電話番号
鶴岡市立 荘内病院	泉町 4-20	26-5111
鶴岡協立病院	文園町 9-34	23-6060
産婦人科・小児科三井病院	美咲町 28-1	22-3290

○症状が軽い場合や歯のトラブルについては休日夜間診療所や休日歯科診療所を利用できます。

◇鶴岡市休日夜間診療所 泉町 5-30 にこ・ふる内

☎ 23-5678

	診療日	受付時間	診療科
平日の夜間	月曜日～土曜日 (下記を除く)	19時～21時30分	内科・小児科
休 日	日曜祝日(振替休日含む)	9時～11時30分	内科・小児科
	12月31日～1月3日	13時30分～4時30分	内科・小児科・外科
	日	18時～20時30分	内科・小児科

◇鶴岡市休日歯科診療所 泉町 5-30 にこ・ふる内

☎ 23-0372

	診療日	受付時間	診療科
休 日	日曜祝日(振替休日含む)	9時～12時	歯科
	12月31日～1月3日	13時～15時	

○ 年金 ○

● 公的年金制度

* 老齢、障害または死亡時の本人および遺族の生活保障の観点から、日本国内に住むすべての人について、一定の要件のもとに国籍を問わず適用しています。外国人の場合、外国人登録をしている方が対象となります。

● 脱退一時金

* 年金加入期間が6ヶ月以上で、帰国により年金制度を脱退した場合は、2年以内に手続きすれば、脱退一時金を受け取ることができます。

● 国民年金保険料の免除

* 経済的な事情がある場合は、免除の申請ができます。

◎ 鶴岡市役所本所 国保年金課 国民年金係
電話：25-2111（内線 113～115 ）

○ 税金 ○

●課税について

- * 日本における個人の所得に対する税金は、国が課する「所得税」と、都道府県や市区町村が課する「住民税」とに大別されます。外国籍の人も、日本人と同様に、税金を支払わなければなりません。所得がある人は毎年申告をしなければなりません。租税条約に基づき、所得税の免除を受けている人は、住民税についても、市役所への免除の手続きが必要です。

◎ 鶴岡市役所本所 課税課 市民税係
電話：25－2111（内線 201～204 ）

●納税について

- * 市役所から納税通知書が届いたら、期間内に金融機関で納めましょう。納付が困難な場合は市役所に相談しましょう。

◎ 鶴岡市役所本所 納税課 納税係
電話：25 - 2111（内線 212～221 ）

○ 教育 ○

●幼稚園、保育所

＊日本の幼稚園は小学校入学までの希望する子供を保育します。3才から入園の3年保育、4才から入園の2年保育、5才から入園の1年保育があります。公立私立共に入園料、保育料が必要です。

- ◎ 公立幼稚園：鶴岡市教育委員会 学校教育課 電話：57-4865
- ◎ 私立幼稚園：直接各園まで

＊保育所は両親や同居家族が働いているなどの理由で、家庭で保育できない場合に、0才から小学校入学までの子供を保育します。単に、「友達をつくらせたい」、「社会生活を身につけさせたい」などの理由では、入園することができません。保育料は、子供の年齢、保護者の所得税額に応じて決められており、毎月必要です。

- ◎ 鶴岡市役所本庁 社会児童課
電話：25-2111（内線 149 ）

●小学校・中学校

＊日本の学校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。このため、日本人の場合、4月1日満6歳に達した子どもに就学義務が発生し、15歳に達した日の属する学年の終わりまで、小学校6年、中学校3年の教育を受けます。

- * 日本国内に住所を有する外国人の子どもは、日本の小中学校に就学する義務を負うものではありませんが、希望する場合は就学することができます。
- * 公立小中学校は授業料はいりませんが、給食費や教材費などは必要です。

◎ 鶴岡市教育委員会 学校教育課
電話：57－4865

● 高等学校の入試

- * 日本の高校へ入学するためには、入学試験に合格しなければなりません。
- * 応募資格
 - ・ 年齢が入学しようとする年の4月1日までに15才に達していること。
 - ・ 外国で9年間の学校教育を修了しているか、日本の中学校を卒業又は卒業見込であること

※事前に、高等学校に相談してください。

◎ 山形県教育庁 高校教育課
電話：023－630－3067

● 大学の入試

- * 一般の日本の大学へ入学するためには、入学試験に合格しなければなりません。
- * 推薦入試やAO入試を実施している大学もあります。

-
- * 国公立大学の一般入試は、大学入試センターと個々の大学によって行われる試験を受験する必要があります。
 - * 日本のほとんどの私立大学は個々に入学試験を行っています。近年は、大学入試センターを利用する私立大学も年々増えています。
 - * 詳しいことは、それぞれの大学に問い合わせてください。

○ その他の手続き ○

1. 出生一子どもが生まれたら

- * 父または母親は、子どもの出生後、14 日以内に市役所に出生届します。届出には 医師・助産婦などによる出生証明書が必要です。
- * その後、子どもが日本国籍ではない場合は、子どもの国籍の属する国の駐日大使館・領事館に出生届を提出し、パスポートを発給してもらってください。
- * 出生から 30 日以内に入国管理局に在留資格の取得を申請してください。
- * 出生後 60 日以上日本に滞在する場合は、その居住地の市町村役場で外国人登録をしなければなりません。出生届の時に一緒にできます（新規の外国人登録は本所でしかできません）。

2. 婚姻届

- * 外国人同士、または外国人と日本人が日本国内で結婚する場合は、両人の本国の法律や日本の法律にしたがって婚姻の手続きをしなければなりません。

＊本国の在日領事館または、大使館に婚姻の手続きについて問い合わせてください。

3. 離婚届

＊夫婦が離婚する場合、どの国の法律が適用されるかという準拠法に深くかかわってきます。各国の離婚に関する法律については、在日領事館や大使館、または市役所にお問い合わせください。

○ 相談窓口 ○

鶴岡市や周辺などには、在住外国人の方々のために生活相談窓口を設けているところもあります。困ったことがあれば、相談窓口を訪ねてみてはいかがでしょうか？

※通訳が必要な方は事前に国際村にご相談ください。

◆主な相談窓口

実施機関 ／住所	相談内容	実施言語／ 電話番号	受付時間
(財) 出羽庄内国際交流財団 伊勢原町 8-3-2	生活相談 全般 (無料)	日本語・英語・中国語・韓国語 25-3600	月曜休館 9:00～17:30
		英語 090-9638-5600	曜日・時間は特に問いません。
		中国語 090-9638-5621	
		日本語 090-7563-0936	
鶴岡市東庁舎 総合相談室 馬場町 9-2-5	生活相談 全般 (無料)	日本語 0120-866-294	月～土曜日 9:00～16:00
鶴岡法律相談センター 馬場町 11-63 鶴岡産業会館 3 階	法律相談 全般 (有料)	日本語 023-635-3648 (山形法律相談センター)	毎週金曜日 16:00～18:00
(財) 山形県国際交流協会 山形市城南町 1-1-1 霞城セントラル 2 階	生活相談 全般 (無料)	日本語、英語、韓国語、中国語、ポルトガル語 023-646-8861	韓国・朝鮮語：木と土 中国語：火と金 ポルトガル語：水と金 (10:00～14:00) 日本語、英語：火～土 (10:00～17:00)

○ 日本語教室 ○

庄内地域には、いくつかの日本語教室があります。主にボランティアの指導者が、日本語を母語としない外国出身の人と一緒に日本語を勉強しています。日本語教室で勉強したい方は問い合わせしてみてください。

◆庄内にある主な日本語教室

実施機関	電話番号	実施場所
出羽庄内国際村 日本語教室	25-3600	出羽庄内国際村 伊勢原町 8 - 3 2
べにばな会	0234-26-5615	酒田市 国際交流サロン 酒田市中町 3-4-5

○ 運転免許証の取得 ○

日本で車を運転するには、日本の免許証が必要です。

日本の運転免許を新たに取得する場合は、日本人と同様の方法で試験に合格する必要があります。

外国で取得した運転免許証を持っている方は、一定の条件を満たす場合に限って、日本の運転免許に切り替える方法があります。

運転免許を取得した国によって取扱いが異なりますので、下記に問い合わせをしてください。

◎ 問い合わせ先

山形県総合交通安全センター

住所：天童市大字高掬 1300

電話：023-655-2150、

月曜日～金曜日 8:30～17:15

（祝日、年末年始の休日は除く）

○ 銀行 ○

●銀行口座を開くとき

- * パスポート、運転免許証、外国人登録証明書など、身分を証明するものと印鑑が必要です。
- * 銀行に口座を開くと、キャッシュカードを作ることができます。キャッシュカードがあれば、登録した暗証番号を使って ATM(自動払戻機)で、お金の引き出し、預金、振込、残高照会などを行うことができます。

★ 銀行口座を開く際の手続きは、それぞれの銀行によって違います。詳しくは各銀行に問い合わせして下さい。

●国際送金

- * 銀行や郵便局で送金することができます。送金するにあたり、外国人登録証明書などの公的な書類が必要です。詳しくは各窓口で問い合わせてください。

○ 主な空港・駅へのアクセス方法 ○

● 庄内空港 0234-92-4181

* 車…鶴岡 I C－庄内空港 I C 経由で 10 分。鶴岡駅から約 20 分。駐車場は無料です。

* バス…鶴岡駅より、約 25 分。

● 仙台空港（国際空港） 022-382-0080

* 車…山形道利用 鶴岡 I C→村田 J C→東北自動車道→仙台南 I C→仙台南道路→仙台東部道路 仙台空港 I C 経由で約 2 時間 30 分。駐車場は有料です。

* 高速バス…鶴岡エスモール、庄内観光物産館などより仙台まで 約 2 時間 35 分。

（予約先 高速バス予約センター 0235-24-7600）

J R 仙台駅より仙台空港アクセス鉄道で 25 分

● 新潟空港（国際空港） 025-275-2633

* 車…国道 7 号線－中条 I.C－新潟空港 I.C（約 3 時間）

* 電車・バス…鶴岡駅（特急いなほ）→新潟駅（万代口バスターミナル 6 番線）→新潟空港 約 2 時間 30 分

タクシーの場合、新潟駅から新潟空港まで約 20 分

● 成田空港（国際空港）

* フライトインフォメーション 0476-34-8000

* 施設案内 0476-32-2802

* 電車…東京駅から J R・地下鉄で約 1 時間 30 分。

* リムジンバス…羽田空港からリムジンバスで 74 分

● J R 東京駅

* 鶴岡駅（特急いなほ）→新潟駅（上越新幹線）→
東京駅まで3時間50分。

* 鶴岡駅→余目駅→新庄駅（山形新幹線）→
東京駅まで4時間20分。

* J R 鶴岡駅 22-0655

● 渋谷・池袋・大宮

* 夜行バス…駅前の東京第一ホテル鶴岡前から8時間
30分。要予約。

* 庄内交通高速バス予約センター 24-7600

○ 生活情報 ○

1. 電気

*各戸には、ブレーカーがあり、使用容量を超えると、電気が切れることがあります。

*タコ足配線は火事になることがあるので、やめましょう。

◎ 東北電力株式会社コールセンター

お引き越し・アンペア変更 0120-175-266

停電など緊急のご要件 0120-175-366

その他のお問合わせ 0120-175-466

2. 水道

*冬季間は水道管が凍結しやすいので、冬を迎える前に、不凍栓（水抜栓）の点検や防寒対策を行いましょう。

◎ 鶴岡市水道部

電話：23-7731

3. ガス

*ガスには、都市ガス・プロパンガスの二種類があり器具が違います。

※どちらのガスが使用できるか、事前に確認しましょう。

4. 通信

- * 固定電話、携帯電話、インターネット関連サービス等をご利用の際は、通信会社との契約が必要です。ご利用の際は、各通信会社にお問い合わせください。

5. 不動産情報

- * 部屋を借りたりするときは、一般的には不動産会社に相談します。
- * 契約などは、事前によく説明を受けてから契約してください。借りる際は手数料などがかかります。

6. バス

- * 鶴岡市内では、循環バスが通っています。バスが通る回数は多くはありませんので、時刻表を見て確認してください。

7. ハイヤー

- * 鶴岡市内ではタクシーは走っていないので、道路で見つけて利用することはできません。ハイヤーを利用したいときは、ハイヤーの会社に電話をして、来てもらいます。

8. 自転車

* 自転車を購入したら、必ず防犯登録をしましょう。防犯登録をしていれば、もし盗難などの被害にあっても素早く発見することが容易になりますし、発見された場合、警察から防犯登録者に連絡もきます。

また、自転車は駐輪場などの決められた場所に止めてください。但し長期間、駐輪や放置したまましておくと、放置自転車として警察に連絡された後に、処分されてしまう場合がありますから、注意しましょう。

8. 郵便局

* 国内・国際郵便や、小包の発送手続き等を行います。また、貯金や為替、保険なども取り扱っています。

◎ 鶴岡郵便局

電話：22-0669

10. 情報等

●新聞

* インターネットで情報を見ることができます。

- ・ 朝日新聞 <http://www.asahi.com/>
- ・ 毎日新聞 <http://www.mainichi.jp/>
- ・ 読売新聞 <http://www.yomiuri.co.jp/>
- ・ 山形新聞 <http://www.yamagata-np.jp/>
- ・ 荘内日報 <http://www.shonai-nippo.co.jp/>

- インターネットを使って外国語でニュースを見ることができます。

- ・NHK WORLD

- <http://www.nhk.or.jp/nhkworld/index.html>

- 様々な言語を選ぶことができます。

- 市内でインターネットが出来る場所

- ・出羽庄内国際村（無料）

- ・その他、市内には、インターネットカフェ（有料）があります。

- 外国の本が読める場所

- ・出羽庄内国際村

- 英語の小説などを貸し出しています。

- ・各地域の図書館

- 外国語の辞書などを貸し出しています。

◎ 鶴岡市立図書館

住所：鶴岡市家中新町 14-7

電話：25-2525

他に藤島、羽黒、櫛引、朝日、温海に分館があります。

○ その他の生活情報 ○

1. 日本の家で暮らす

- * 家の中に入るときは、玄関で靴を脱いでから入ります。
家の中ではスリッパを履いたりします。
- * お風呂に入る時は、湯舟の外で体を洗ってからお湯に入ります。湯舟の中で体を洗ったり石鹸を使ったりはしません。
- * 日本の夏は特に湿度が高くなります。天気のいい日は布団を外に干したり、換気に気をつけたりします。

2. 近所付き合いのコツ

- * 日本には、町内会組織があり、入会すれば、会費を支払う必要がありますが、いろいろな催し物等に参加できます。ゴミ拾い等の共同作業への参加等奉仕活動にも参加しなくてはなりませんが、日本で快適に暮らすためには加入した方がよいでしょう。
- * ゴミは細かく分別して捨てます。捨てる種類や捨てる曜日は、各町内などで決まっています。決まりをよく確認して、決められた場所に捨てましょう。
- * お土産などをもらったときは、近いうちにお返しをする習慣があります。

3. 休日など

●年末・年始

* 12月29日から1月3日までの年末年始は、入国管理局や行政機関はお休みになります。お店によってもお休みになります。ゴミの収集や、バスなども休みとなる場合があります。デパート・スーパーでは、1月1日や2日から初売りを始めます。

●ゴールデンウィーク

* 4月末から5月初めにかけての長期の休日です。

●お盆 8月13日～15日前後

* 帰省したり、先祖の墓参りをしたりします。

※鶴岡の一部では、7月がお盆の所もあります。

◇学校や会社では、「衣替え」があります。6月からは夏用の服に、10月からは冬用の服に着替えます。

○ 主な公共施設など ○

◆市役所 （年末年始、土日、祝日休業）

鶴岡市役所 本庁	馬場町 9-25	25-2111
市民課戸籍係	外国人登録・変更手続きなど	
建築課	市営住宅の管理など	
国保年金課	健康保険と年金の加入手続きなど	
健康課	成人・乳幼児健診など	
子育て推進課	保育園の入園手続、児童手当支給など	
鶴岡市教育委員会	櫛引上山字文栄 100	57-4865
学校教育課	小・中学校の入学・転入手続き、授業の支援など。	

鶴岡市役所 藤島庁舎	藤島字笹花 2 5	64-2111
鶴岡市役所 羽黒庁舎	羽黒町荒川字前田元 8 9	62-2111
鶴岡市役所 櫛引庁舎	上山添字文栄 1 0 0	57-2111
鶴岡市役所 朝日庁舎	下名川字落合 1	53-2111
鶴岡市役所 温海庁舎	温海戊 5 7 7 - 1	43-2111

◆県、国等の関係機関（年末年始、土日、祝日休業）

名称	所在	業務内容	電話番号
山形県 庄内総合支庁	三川町大字 横山字袖東 19-1	日本人のパスポート発行など	66-2111
鶴岡年金事務所	錦町 21-12	社会保険、国民年金、厚生年金など	23-5040
山形地方法務局 鶴岡支局	大塚町 17-27	帰化・国籍関係の手続き	22-1003
鶴岡公共職業安定所 (ハローワーク鶴岡)	道形町 1-13	就業の相談・斡旋	25-2501
庄内労働基準監督署	大塚町 17-27	労働環境について	22-0714
裁判所（山形地方裁判所鶴岡支部／山形家庭裁判所鶴岡支部／鶴岡簡易裁判所）	馬場町 5-23	民事・刑事事件関係の紛争の解決等	23-6666
鶴岡税務署	泉町 5-70	国税の申告、納付、相談窓口	22-1401

◆警察機関

名称	所在	電話番号
鶴岡警察署	道形町 20-40	28-0110
山形県警察本部	山形市松波 2-8-1	023-626-0110

*各地域にも交番があります。

***対応可能な外国語もありますので、あらかじめ電話で予約してください。**

◆消防署（鶴岡市消防本部）

名称	所在	電話番号
消防本部・消防署	美咲町 3 6 - 1	22-8331

＊各地域にも分署があります。

◆鶴岡市立図書館

名称	所在	電話番号	休業日
本館	家中新町 14-7	25-2525	月、年末年始
藤島分館	藤島字山ノ前 99	64-2537	月、年末年始
羽黒分館	羽黒町荒川字谷地堰 28	62-4627	年末年始
櫛引分館	上山添字文栄 60	57-3014	第 1・3・5 日曜、祝祭日、年末年始
朝日分館	下名川字落合 220	53-2111	月、年末年始
温海分館	温海戊 577-1	43-4411	月曜日、年末年始

◆文化・集合施設

名称	所在	電話番号	休業日
鶴岡市文化会館	馬場町 11-60	22-3103	年末年始
鶴岡市中央公民館	みどり町 22-36	25-1050	年末年始
鶴岡アートフォーラム	馬場町 13-3	29-0260	月曜日、 年末年始
出羽庄内国際村	伊勢原町 8-32	25-3600	月曜日、 年末年始
東田川文化記念館	藤島 字山ノ前 99	64-2537	月曜日、 年末年始
藤島公民館	藤島 字笹花 73	64-2119	第2・4 月曜日、 年末年始
羽黒コミュニティ センター	羽黒町荒川 字谷地堰 28	62-4627	年末年始
櫛引公民館	上山添 字文栄 90	57-5670	年末年始
朝日地域中央生涯学習 施設すまいる	下名川 字落合 220	53-2111	無休
温海ふれあいセンター	温海 戊 577-1	43-4411	月曜日、 年末年始

◆スポーツ施設

	名称	所在	電話番号	休業日
鶴岡	小真木原総合体育館	小真木原町 2-1	25-8131	年末年始
	市民プール	馬場町 13-1	22-0074	年末年始
	山形県民の海・プール スパール	下川字龍花崎 41-86	68-5121	火曜日
	会員制スポーツクラブ プラスワンつるおか	錦町 3-18	25-1355	不定休 (年末年始 は休み)
藤島	藤島体育館	藤の花一丁目 1-1	64-2143	年末年始
	藤島運動広場	添川 字新地 307	64-2470	年末年始
羽黒	羽黒体育館	羽黒町荒川 字谷地堰 29-1	62-4789	年末年始
	羽黒テニスコート	羽黒町荒川 字谷地堰 30-1		冬季使用 不可
	羽黒体育センター	羽黒町荒川 字前田元 64-7		年末年始
櫛引	櫛引スポーツセンター	三千刈 字清和 158-1	57-4311	年末年始
朝日	朝日スポーツセンター	東岩本 字野中 143	53-3302	年末年始
温海	温海総合運動場	湯温海 字嶽之腰 1-1	43-3755	

○ 備忘録 ○

氏名：	
住所：〒□□□ - □□□□	
電話番号：自宅（ ） — 会社（ ） — 携帯（ ） —	
F A X No：（ ） — E-mail：	
健康保険証番号：	
年金番号：	
パスポート番号	
外国人登録証番号：	
自宅以外の連絡先（学校・勤め先など）	
電話番号：	
F A X No：	
かかりつけの病院名：	
電話番号：	診療科目：
最寄りの救急病院：	
電話番号：	診療科目：

*このガイドブックには、個人情報が含まれていますので、紛失しないように気をつけてください。

○ 緊急電話 ○

火災や急病、犯罪、事故にあったら、迷わず、消防署や警察に連絡してください。緊急電話は、無料で、24 時間受付しています。消防車や救急車、パトカーは無料です。コンビニの公衆電話を利用すると便利です。

●警察 1 1 0 番をダイヤル

犯罪・泥棒・交通事故

*困ったことがあれば、道案内・落とし物届けなど気軽に相談しましょう。交番や派出所でも手続きできます。

●消防署 1 1 9 番をダイヤル

火災・救急・救助

*消防本部で、初期消火訓練、救命・救急講習を実施しています。

- ◎ 消防テレフォンガイド (火事の場所をお知らせします)
電話 : 0235-25-0119
- ◎ その他の問い合わせは 電話 : 0235-22-8331

●緊急電話をかける

状況を説明してください

*どろぼうです！ = Dorobou desu

*交通事故です！ = Koutsuu jiko desu

*火事です！ = Kaji desu

*急病です！ = Kyuubyou desu

*救助が必要です！ = Kyuujoy ga hituyou desu

あなたの名前や住所や現場の場所と目標をはっきりと告げ、状況を詳しく伝えてください。電話をかければ、とりあえずかけつけてくれます。

●地震の時の対応マニュアル

*まずは、自分の身を守ること、そしてすばやく火の始末をしてください。

*すばやく戸を開けて避難路を確保してください。

*あわてて外に飛び出さないでください。ガラスなどの落下の危険があります。

*落ち着いたら、狭い路地やブロック塀を避け、みんなで避難してください。

●大きな自然災害や大火事のときは、最寄りの学校のグラウンドや公園が、避難場所になっていますので、避難してください。
あなたの住んでいる地区の避難場所は

_____です。

※自分の住んでいる場所の避難場所を確認しましょう。

メ モ



< 発 行 >

(財) 出羽庄内国際交流財団

〒997-0802 鶴岡市伊勢原町 8-32

TEL 0235-25-3600 FAX 0235-25-3605

E-mail: info@dewakoku.or.jp

URL <http://www.dewakoku.or.jp>

鶴岡生活情報マップ

Tsuruoka Community Map

地図中の記号とその意味

Key to Map Symbols

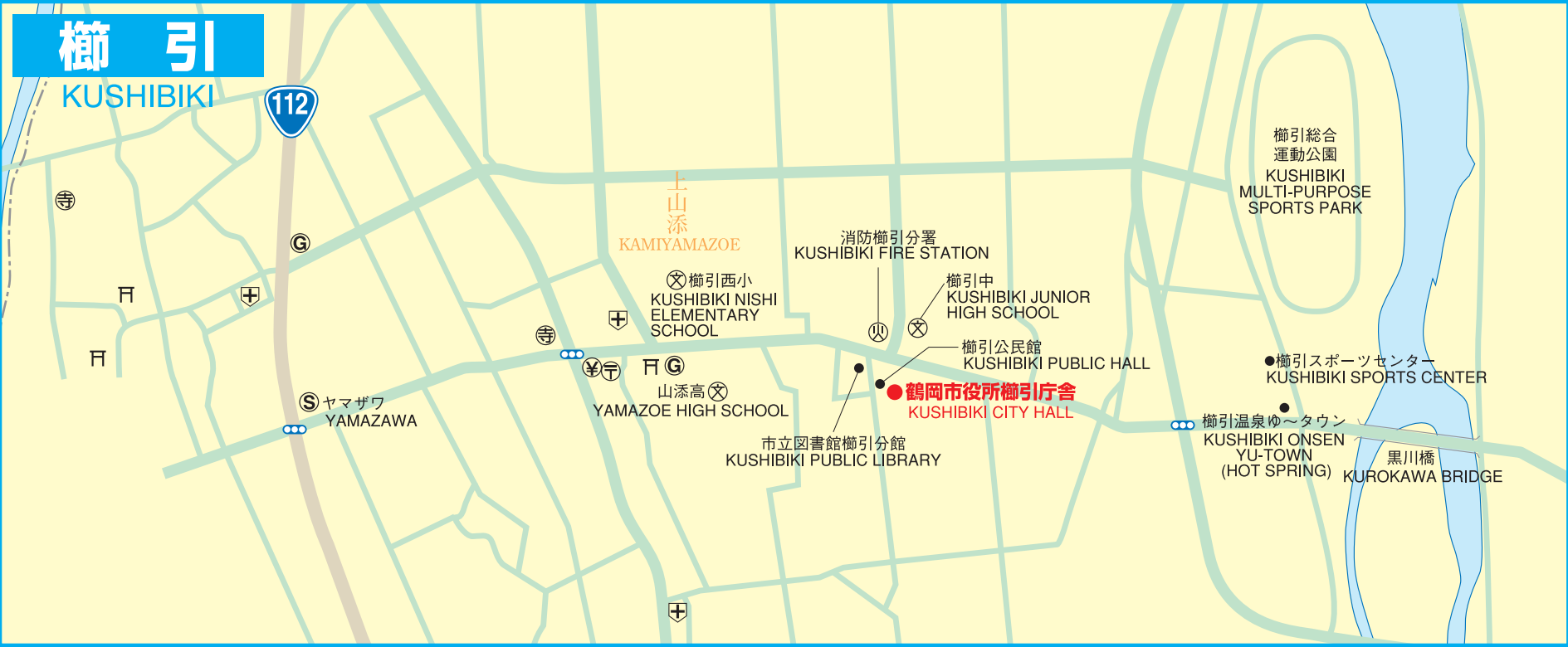
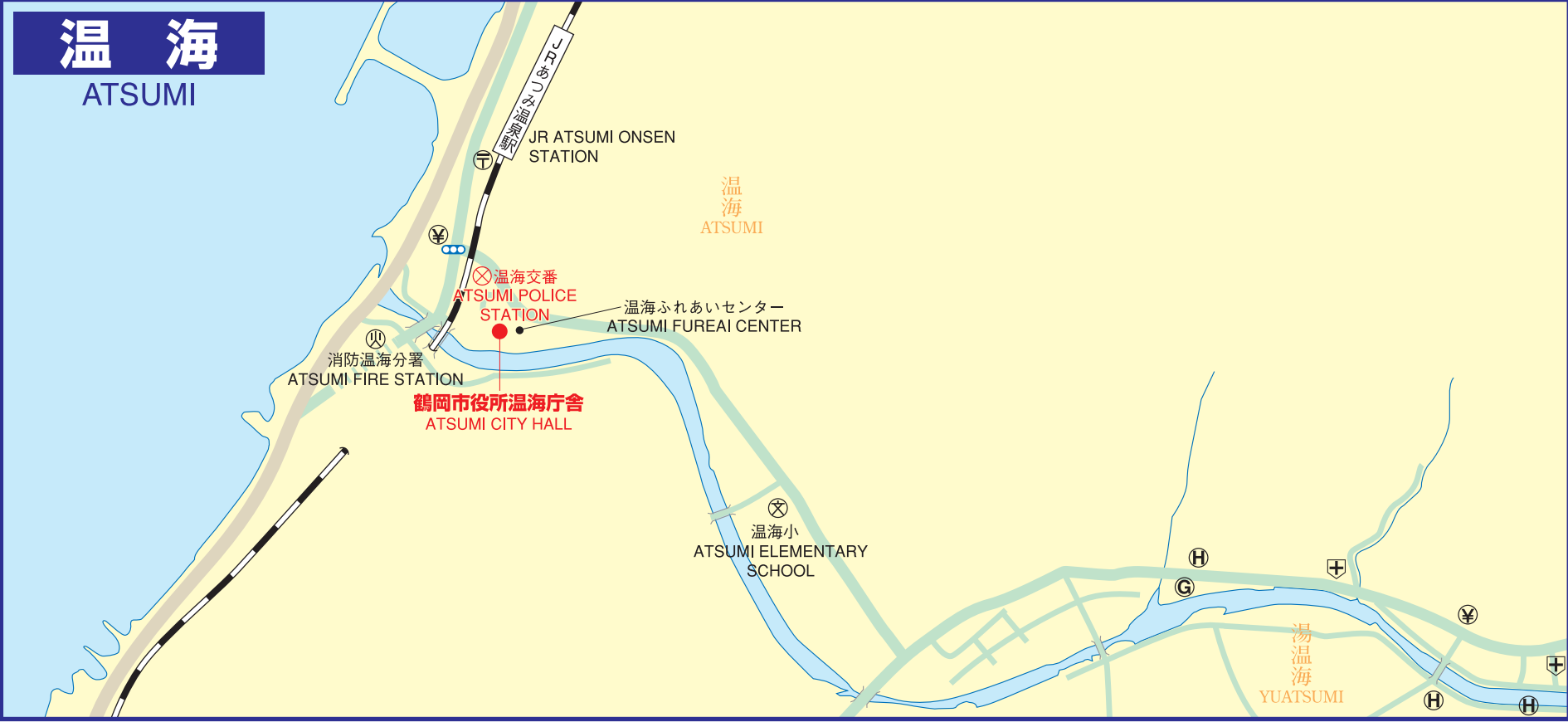
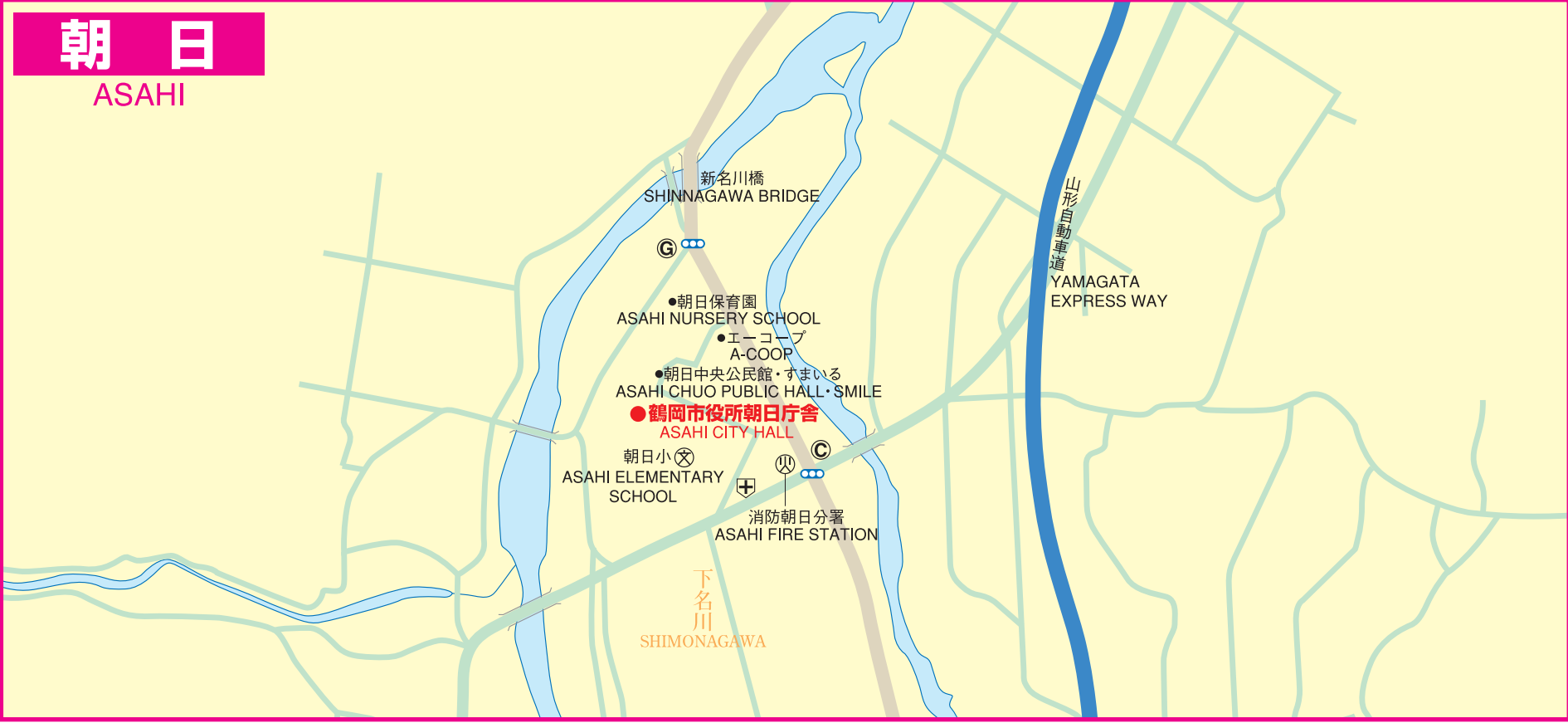
Ⓧ	警察署・交番	Police Station
⛥	病院・診療所	Hospital / Medical Clinic
¥	銀行	Bank
〒	郵便局	Post Office
校	学校	School
消	消防署	Fire Station
S	スーパーマーケット	Supermarket
C	コンビニエンスストア	Convenience Store
G	ガソリンスタンド	Gas Station
H	ホテル・旅館	Hotel/Inn
社	神社	Shrine

< 発行 >
< Published by >



(財) 出羽庄内国際交流財団
Dewa Shonai International Exchange Foundation
〒997-0802 鶴岡市伊勢原町 8-32
8-32 Isehara-machi, Tsuruoka-shi, 997-0802
TEL 0235-25-3600
FAX 0235-25-3605
E-mail: info@dewakoku.or.jp
URL: http://www.dewakoku.or.jp
- December 2008 -





地図中の記号とその意味 Key to Map Symbols	
ⓧ	警察署・交番 Police Station
Ⓜ	病院・診療所 Hospital / Medical Clinic
Ⓢ	銀行 Bank
〒	郵便局 Post Office
校	学校 School
消	消防署 Fire Station
スーパー	スーパーマーケット Supermarket
コンビニ	コンビニエンスストア Convenience Store
ガソリン	ガソリンスタンド Gas Station
ホテル	ホテル・旅館 Hotel/Inn
神社	神社 Shrine
寺院	寺院 Temple



宝くじは
豊かさ築く
チカラ持ち。

宝くじは、広く社会に
役立てられています。